

草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更（三郷市決定）

草加都市計画防火地域及び準防火地域（三郷市：三郷北部地区）を次のように変更する。

決 定 年 月 日
令 和 2 年 3 月 27 日
三 郷 市

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 72.6 ha	
準防火地域	約 301.5 ha	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

三郷北部地区の市街化区域への編入に伴い、当該地区内の建築物の不燃化・難燃化を図ることで、延焼拡大を防止し、防災機能の充実した日常的にも安心・安全でゆとりのある快適なまちづくりを実現するため、本計画を変更するものです。